

川崎市若手技術者・女性技術者・若手現場代理人表彰選考基準

第1 川崎市若手技術者・女性技術者・若手現場代理人表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定による表彰の対象者は、次に定める者とする。

2 この選考基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 川崎市内に本社がある事業者 川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年川崎市訓令第7号）第8条第1項に定める有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている事業者

(2) 評価年度 表彰を実施する年度の前年度

(3) 対象工事 評価年度に川崎市内に本社がある事業者が完成させた、川崎市が発注した請負金額500万円以上の工事

(4) 受注事業者 対象工事を完成させた事業者

(5) 成績評点 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）、川崎市請負工事検査規程（昭和43年川崎市訓令第5号）、川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年11月10日水道局規程第23号）、川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年11月10日水道局規程第24号）、川崎市交通局請負工事監督規程（平成13年3月30日交通局規程第18号）、川崎市交通局請負工事検査規程（平成13年3月30日交通局規程第19号）、川崎市病院局請負工事監督規程（平成17年3月31日病院局規程第43号）及び川崎市病院局請負工事検査規程（平成17年3月31日病院局規程第44号）に定める工事成績評定書における成績評点

(6) 被表彰候補者 候補者の中で成績評点が上位の工事に従事し、委員会で被表彰者の候補者として選出する者

3 表彰の対象者は、次の各号を全て満たす若手技術者等とする。

(1) 対象工事において、受注事業者の監理技術者等又は現場代理人として従事し、評価年度内に1件以上完成させた者

(2) 対象工事の成績評点が75点以上の工事に従事した者

4 表彰は部門ごとに選考し、表彰する部門とその対象者は、次のとおりとする。

(1) 若手技術者部門

表彰の対象者は、若手技術者とする。

(2) 女性技術者部門

表彰の対象者は、女性技術者とする。

(3) 若手現場代理人部門

表彰の対象者は、若手現場代理人とする。

第2 要綱第3条第2項第2号の規定による「その他表彰することが不相当と認められるもの」は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所属している事業者が、社会保険（健康保険、厚生年金保険等）に加入義務があるにもかかわらず、未加入であることが判明したもの
- (2) 第1の3に定める基準を満たす者が、対象工事を含む全ての工事において、完成検査後に表彰することが不相当と認められる事実が発覚したもの
- (3) 第1の3に定める基準を満たす者が、評価年度に完成させた他の工事において、成績評点65点未満の工事があったもの
- (4) 所属している事業者において、本市との訴訟が係属中であるもの。ただし、委員会において特段の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (5) その他、委員会において表彰することが不相当と認められたもの

第3 要綱第4条第3項における「被表彰者の選考の基準について必要な事項」は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 若手技術者部門及び若手現場代理人部門の被表彰者は、各部門の中で本市の発注業種の区分（以下「業種」という。）ごとに選考する。また、被表彰者の数は、業種ごとの対象工事の数に応じて設定した数（以下「業種ごとの表彰枠数」とする。）を目安とする。ただし、対象工事が少ない業種については、全て同一の業種とみなし選考するものとする。
- (2) 若手技術者部門及び若手現場代理人部門において、成績評点が上位かつ同点の工事が複数あるとき、被表彰候補者は該当する工事に従事した全ての候補者とする。このとき、被表彰者の数は業種ごとの表彰枠数を超えることができる。
- (3) 女性技術者部門の被表彰候補者は、候補者が従事した全ての工事を成績評点の順に並べ、成績評点の値が上位3位までの工事に従事した者とする。ただし、上位3位となる成績評点と同点の工事が複数ある場合、被表彰候補者はその工事に従事した全ての者とする。
- (4) 候補者が表彰される部門は1名につき1部門のみとする。また、業種ごとに選考する部門において、候補者が表彰される業種は1名につき1業種のみとする。
- (5) 候補者の推薦様式は別紙のとおりとする。

附 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年6月15日から施行する。

川崎市若手技術者・女性技術者・若手現場代理人表彰推薦書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(推薦者)

業 者 番 号	
(商号または名称)	
事 業 者 名	
建設業許可番号	
ふりがな	
代表者氏名	
電話番号	()
FAX番号	()
メールアドレス	@

次のとおり候補者を推薦します。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)
推薦する技術者表彰部門	<input type="checkbox"/> 若手技術者部門 <input type="checkbox"/> 若手現場代理人部門 <input type="checkbox"/> 女性技術者部門

推薦の対象となる工事【1工事目】

契約番号		業 種		成績評点		点
件 名						
工 期	年 月 日	～	年 月 日			
該当工事における役割	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人					

<推薦理由>

- 1 設計図書及び適用すべき諸基準等を理解し、現地調査を踏まえた施工計画の作成及び施工管理（工程管理、品質管理等）を適切に行っている。
- 2 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）に対して、明確な根拠に基づき、適切な判断を行い、対応している。
- 3 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- 4 業務に関する専門知識や技術を得るため、積極的に資格取得等に取り組んでいる。
- 5 自らの知識や経験を活かし、後進の技術者を指導、育成している。
- 6 施工現場を的確に運営し、現場代理人として監督員や対外関係者等に対し入念に調整することにより、良質な施工に向け取り組んでいる。
- 7 その他 ()

- 注 1 推薦理由について、必ず1項目以上選択してください。(複数選択可)
- 2 若手技術者部門・女性技術者部門・若手現場代理人部門は全て重複応募が可能です。若手技術者部門と女性技術者部門を重複応募する場合は優先する表彰名を「その他」に記載してください。
- 3 添付書類： 合格通知書、当該工事における役割が分かるもの（CORINS竣工登録）年齢等が分かる書類（資格者証の写し等）

推薦の対象となる工事【2工事目】

契約番号		業 種		成績評点		点	
件 名							
工 期	年	月	日	～	年	月	日
該当工事における役割	<input type="checkbox"/>	監理技術者	<input type="checkbox"/>	監理技術者補佐	<input type="checkbox"/>	主任技術者	
	<input type="checkbox"/>	現場代理人					

推薦の対象となる工事【3工事目】

契約番号		業 種		成績評点		点	
件 名							
工 期	年	月	日	～	年	月	日
該当工事における役割	<input type="checkbox"/>	監理技術者	<input type="checkbox"/>	監理技術者補佐	<input type="checkbox"/>	主任技術者	
	<input type="checkbox"/>	現場代理人					

推薦の対象となる工事【4工事目】

契約番号		業 種		成績評点		点	
件 名							
工 期	年	月	日	～	年	月	日
該当工事における役割	<input type="checkbox"/>	監理技術者	<input type="checkbox"/>	監理技術者補佐	<input type="checkbox"/>	主任技術者	
	<input type="checkbox"/>	現場代理人					

推薦の対象となる工事【5工事目】

契約番号		業 種		成績評点		点	
件 名							
工 期	年	月	日	～	年	月	日
該当工事における役割	<input type="checkbox"/>	監理技術者	<input type="checkbox"/>	監理技術者補佐	<input type="checkbox"/>	主任技術者	
	<input type="checkbox"/>	現場代理人					

- 注 4 複数の工事を推薦する場合は、本ページに記入してください。
なお、選考の参考とするため、より受賞にふさわしい工事から順に記載してください。
- 5 合格通知書、当該工事の役割が分かるもの（CORINS竣工登録）については、推薦の対象となる全ての工事に対する資料を添付してください。